

◆税制改正（法人税）

中小企業向け所得拡大税制（平成30年4月1日開始事業年度から適用）

適用要件が簡素化され、税額控除率が拡大（10%→15%）しています。

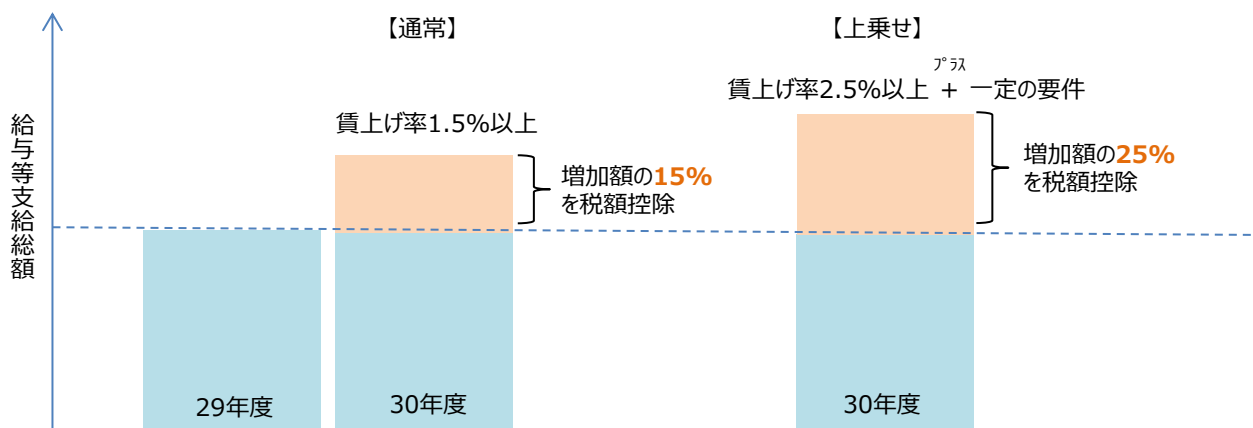
➤ 通常

要件	平均給与等支給額が前期より1.5%以上増加 雇用者給与等支給額が前期より増加	●各人別の給与を集計する必要があります 早めの準備をお願いします
税額控除	給与等支給増加額（当期－前期）× 15% ※法人税額の20%が限度	

➤ 上乗せ措置（税額控除率 15%→25%）

要件	①平均給与等支給額が前期より2.5%以上増加 及び②次のいずれかを満たすこと ●前期より教育訓練費の額が10%以上増加 ●または、その事業年度未までに認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上が確実に行われたこと	●ゆえに教育訓練費の請求書等を大切に保存しましょう ●経営力向上計画の作成を検討しましょう
税額控除	給与等支給増加額（当期－前期）× 25% ※法人税額の20%を限度	

➤ 改正後の税額控除額のイメージ



< 税務カレンダー >

期 限	法人	個人	早め実施しておきましょう！
7月10日(火)	○	○	納期の特例の承認を受けている場合の源泉所得税の納付(1～6月分)
7月31日(火)		○	申告所得税の予定納税額の納付(第1期)
8月10日(金)	○	○	平成30年7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付



TKC全国会

アシシステム税理士法人



0120-22-5737

アシシステム税理士法人



☎937-0041 富山県魚津市吉島1丁目12番5号 ☎0765 (22) 5737 ☎0765 (24) 6500

☎930-0953 富山県富山市秋吉164番地17 ☎076 (461) 7401

